

適用範囲	介護事業部全職場	承認日	2024. 6. 17	発効日	2024. 6. 17	1/3
介護事業部利用者への虐待防止に関する指針（第2版）				文書番号	003-19	

広島中央保健生協介護事業部 利用者への虐待防止に関する指針

1. 基本方針

この指針は、当生協介護事業部が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整えることにより、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切なケアを一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努める事とともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】 虐待とは、当生協介護事業部職員から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をとおしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護放棄（ネグレクト）

利用者を虚弱させるような著しい減食または長時間の放置、前3項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 介護事業部感染・虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり介護事業部感染・虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 介護事業部感染・虐待防止検討委員会

①委員会の委員長は介護事業部長とする。

②委員会の委員は、介護事業部事務長及び各事業所管理者とする。

③委員会は、月1回開催する。また、虐待等が発生した場合、委員会を適宜開催する。

④委員会の審議事項等・介護事業部感染・虐待防止検討委員会の組織に関すること・虐待の防止の為の指針の整備に関すること・虐待防止の為の職員の研修の内容に関すること・虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備に関すること・虐待等が発

適用範囲	介護事業部全職場	承認日	2024. 6. 17	発効日	2024. 6. 17	2/3
介護事業部利用者への虐待防止に関する指針（第2版）				文書番号	003-19	

生じた場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること等、虐待防止対策が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針の基づく研修は、年間 1 回以上の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の実施内容については記録を残すものとする。

4. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに保険者に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、職員による虐待が判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性が高い事案の場合には、保険者及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や事業所管理者等への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、事業所管理者及び保険者に第一報として報告を行うとともに、事業所管理者は利用者等に誠意をもって対応し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝える事とする。
- (3) 管理部・事業所管理者は、介護事業部感染・虐待防止検討委員会で論議した虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を利用者等及び保険者に報告する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

すべての利用者の権利擁護が図られるよう、必要に応じて利用者・親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、保険者、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

8. 利用者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるようにホームページへの掲載と事業所に据え置く事とする。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- 3 に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

適用範囲	介護事業部全職場	承認日	2024.6.17	発効日	2024.6.17	3/3
介護事業部利用者への虐待防止に関する指針（第2版）				文書番号	003-19	

2022年10月1日 策定

2024年6月17日 介護事業部感染・虐待防止検討委員会にて検討・加筆修正 一部改訂